

公益財団法人福島県農業振興公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県農業振興公社（以下「公社」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 公社は、常勤役員及び非常勤役員のうち公認会計士から選任された監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額580万円までの範囲で、月額及び期末手当を支給することができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、期末手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員のうち公認会計士から選任された監事の報酬は月額25千円を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 6 公社の役員及び評議員には、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 公社の常勤役員のうち理事の報酬年額は、580万円以内で理事長が理事会の承認を得て定める額とする。

- 2 非常勤役員のうち公認会計士から選任された監事は月額25千円とする。
- 3 評議員の報酬は、無報酬とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月21日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支払うものとする。

- 2 非常勤役員のうち公認会計士から選任された監事の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月21日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 会社は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給方法は会社職員の給与に関する規程に準じるものとする。

(公表)

第8条 会社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人設立登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和元年6月28日から施行する。

附則

この規程は、令和元年8月30日から施行する。